

愛知産業大学・短期大学通信教育部校友会奨学金・表彰規程（抄）

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知産業大学・短期大学通信教育部校友会会則第4条7号に基づき、愛知産業大学・短期大学通信教育部（以下、「本学」という。）に在学し、経済的事情により修学困難な学生を援助する奨学生（以下、「経済支援奨学生」という）および表彰に関して規定することを目的とする。

（経済支援奨学生の選考、決定及び告示）

第2条 経済支援奨学生の決定は、申込書から本学事務室が候補者名簿を作成し、奨学生選考委員会の選考に基づき役員会の議を経て決定する。

（経済支援奨学生選考委員会の構成）

第3条 経済支援奨学生選考委員会は、役員会役員をもって構成する。

（奨学生数・奨学金給付額、給付方法）

第4条 経済支援奨学生数及び給付額に関する細則は別に定める。

ただし、給付額は、財政状況を鑑み役員会の議を経て決定する。

2 給付方法は、原則対象学生の金融機関口座に振り込むものとする。

（重複受給の制限）

第5条 この規程により奨学生となった学生は、本学で定める他の奨学金を重複受給できないものとする。

（経済支援奨学生の資格取消と返還義務）

第6条 経済支援奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、役員会の議を経て、経済支援奨学生としての資格を取り消すことがある。

（1）学生としての本分に反する行為があったとき。

（2）その他、経済支援奨学生として不相当と認められる事由が生じたとき。

2 奨学生としての資格を取り消された学生は、以後の経済支援奨学金を受給できないものとする。

3 本学は、経済支援奨学生としての資格を取り消された学生に対し、既に給付した奨学金の返還を求める場合がある。

（表彰の種類、基準、人数）

第7条 表彰の種類、基準、人数は、次の各号とする。

（1）学業、人物ともに優秀な正科生の卒業予定者 若干名

（2）学業、人物ともに優秀な正科生かつ専攻科へ進学予定者 若干名

（3）その他、本会に貢献し、役員会において認められた者 若干名

2 本条第1項第1号、第3号は、賞状および記念品とする。

3 本条第1項第2項は、入学選考料および入学金相当額を奨学金として給付する。

（表彰の時期）

第8条 第7条第1項第1号、第2号は本学の卒業期とし、第7条3号は随時とする。

（表彰者の推薦、選考、決定）

第9条 表彰者の推薦、選考、決定は次のとおりとする。

2 表彰者の推薦は次の各号とする。

（1）第7条1号の表彰推薦者は、担当教員の推薦によるものとする。

（2）第7条2号の表彰推薦者は、短大通信教育部長、専攻科主任の推薦によるものとする。

（3）第7条3号の表彰推薦者は、役員の推薦によるものとする。

3 表彰者の選考および決定は、役員会構成員による表彰者選考委員会の選考に基づき、役員会の議を経て決定する。

（資金）

第10条 省 略

（庶務） 省 略

第11条 省 略

（規程の改正）

第12条 省 略

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。